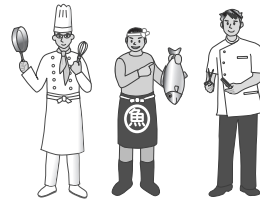


個人の事業税

事業を行う場合には、道路などの各種の公共施設を利用し、また、行政サービスを受けています。そこで、その経費の一部を負担していただくという考え方で設けられているものです。

★ 納める人 ★

県内に事務所・事業所を持ち事業を行う個人です。



★ 納める額 ★

個人事業税の税額は、次の算式により計算されます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業所得} \\ \text{及び} \\ \text{不動産所得} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税の事} \\ \text{業専従者給} \\ \text{与(控除)額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{個人事業税の} \\ \text{事業専従者給} \\ \text{与(控除)額} \\ \text{※1} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{繰越控除} \\ \text{及び} \\ \text{事業主控除} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array}$$

※1 事業主と生計を一にする親族の方が専らその事業に従事するときは、一定額を必要経費として控除できます。

区 分	事 業 の 種 類	税 率
第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業、飲食店業、その他一般の営業	5%
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	4%
第三種事業	医業、弁護士業、コンサルタント業、理容業、美容業、その他の自由業	5%
	あんま、はり、きゅう等の業、装蹄師業	3%

★ 所得の計算上控除されるもの ★

損失の繰越控除・被災事業用資産の損失の繰越控除・事業用資産の譲渡損失の控除・事業用資産の譲渡損失の繰越控除・事業主控除（年290万円）があります。

- 所得税における「青色申告特別控除(10万円、55万円又は65万円)」は個人事業税では適用されません。
- 事業主控除の金額は、年の中途で事業を開始又は廃止した場合には、月割計算した金額になります。

★ 申告と納税 ★

申 告

前年1年間の事業による所得について翌年の3月15日までに申告します。

所得税の確定申告書、あるいは、市町村民税・県民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

年の中途に事業をやめた方は、やめた日から1か月以内（死亡により事業をやめたときは4か月以内）に申告してください。

納 税

8月と11月の2回に分けて、納付書により納めます。(税額が10,000円以下の場合は8月に一括して納めます。)

個人事業税の納税には、「安全・便利・確実」な口座振替のほか、eL-QRによる電子納税がご利用いただけます。

平成26年1月からの 記帳・帳簿等保存制度	平成26年1月から個人で事業(農業を含む)や不動産貸付等を行う全ての方について、 ①売上などの金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を記載した帳簿の作成や保存と、 ②取引で作成・受け取った請求書や領収書などの書類の保存が必要となりました。 詳細は国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。
--------------------------	--